

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）有広地区）を行うことについて令和元年9月2日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において同月17日から同年10月7日まで縦覧に供する。

令和元年9月10日

香川県知事 浜 田 恵 造